

大川広域行政組合情報公開条例施行規則

〔平成18年 3月24日〕  
規則 第 3 号

改正 平成19年 8月22日規則第11号 平成22年 3月25日規則第 2号

(趣旨)

第1条 この規則は、大川広域行政組合情報公開条例（平成18年大川広域行政組合条例第2号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政文書公開請求書)

第2条 条例第6条第1項第3号に規定する事項は、希望する公開の実施方法とする。

2 条例第6条第1項に規定する公開請求書は、行政文書公開請求書（様式第1号）とする。

(行政文書公開決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第11条第1項の規定による行政文書の全部を公開する旨の決定 行政文書公開決定通知書（様式第2号）

(2) 条例第11条第1項の規定による行政文書の一部を公開する旨の決定 行政文書部分公開決定通知書（様式第3号）

(3) 条例第11条第2項の規定による行政文書の全部を公開しない旨の決定 行政文書非公開決定通知書（様式第4号）

(行政文書公開決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項に規定する書面は、行政文書公開決定等期間延長通知書（様式第5号）とする。

(行政文書公開決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第13条に規定する書面は、行政文書公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）とする。

(事案移送通知書)

第6条 条例第15条第1項に規定する書面は、事案移送通知書（様式第7号）とする。

(第三者保護に関する手続)

第7条 条例第16条第1項及び第2項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公開請求年月日

(2) 公開請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見を求める理由

(4) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第16条第1項又は第2項の規定による通知は、行政文書の公開に対する意見照会書（様式第8号）により行うものとする。

3 条例第16条第1項又は第2項に規定する意見書は、行政文書の公開に対する意見書（様式第9号）とする。

4 条例第16条第3項の規定による通知は、行政文書の公開決定についての通知書（様式第10号）により行うものとする。

（電磁的記録の公開方法）

第8条 条例第17条の規定による電磁的記録の公開は、当該電磁的記録が原本である場合において、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 録音カセットテープ及びビデオカセットテープ 当該録音カセットテープ及びビデオカセットテープを再生装置により再生したものの視聴又はこれらを録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複製したものの交付

(2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴

2 前項の規定による公開は、当分の間、電磁的記録の全部を公開する場合に行うものとする。

（写しの作成及び送付に要する費用等）

第9条 条例第19条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第19条第2項に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。

3 条例第19条第2項に規定する費用は、写しの交付を受けた場合において、速やかに納付しなければならない。

4 行政文書の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

第10条 条例第20条第1項及び第2項の規定による通知は、それぞれ当該各号の定めるところにより行うものとする。

(1) 異議申立て又は審査請求をするときには、異議申立（審査請求）書（様式第11号）により行うものとする。

(2) 審査会に諮問するときには、行政文書公開決定等不服申立事案諮問書（様式第12号）により行うものとする。

(3) 不服申立てに対して決定をしたときは、不服申立決定（裁決）通知書（様式第13号）により行うものとする。

（審査会諮問通知書）

第11条 条例第21条の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第14号）により行うものとする。

（実施状況の公表）

第12条 条例第33条に規定する公表は、請求件数、行政文書の公開に関する決定の状況、不服申立ての状況について、告示により行う。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、大川広域行政組合情報公開条例の施行の日から施行する。  
(大川広域行政組合公印規則の一部を改正する規則)
- 2 大川広域行政組合公印規則(平成3年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第7号)の一部を次のように改正する。  
〔次のように 略〕  
附 則(平成19年8月22日規則第11号)  
(施行期日)
  - 1 この規則は、平成19年8月22日から施行する。  
(経過措置)
  - 2 この規則の施行の日の前日において、改正前の大川広域行政組合情報公開条例施行規則又は大川広域行政組合個人情報保護条例施行規則の規定により実施機関が申請人を名あて人として発した決定通知書については、それぞれこの規則の相当規定によってなされたものとみなす。  
附 則(平成22年3月25日規則第2号) 抄  
(施行期日)
    - 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。  
(様式に係る経過措置)
    - 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1条から第4条、第6条、第10条及び第11条、第13条、第17条及び第18条、第21条及び第22条、第24条並びに第26条の規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

別表（第9条関係）

区 分	写しの大きさ等	金 額	
(1) 文書、図画、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）	A 3判以内	片面1枚につき 10円	
	A 3判超	片面1枚につき 20円	
(2) (1)の項に掲げる以外の記録	1 視聴する場合	—	
	2 録音カセットテープ（日本工業規格C 5 5 6 8に適合する記録時間120分のものとする。）に複写したものの交付	—	1巻（120分）につき 300円
	3 ビデオカセットテープ（日本工業規格C 5 5 8 1に適合する記録時間120分のものとする。）に複写したものの交付	—	1巻（120分につき）につき 400円

- 備考 1 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。  
2 写しを送付する場合は、送付に必要な郵送料等を上記の金額に加算する。

様式第1号（第2条関係）

行政文書公開請求書

年 月 日

（請求先）

大川広域行政組合管理者 様  
 （大川広域消防本部消防長）

請求者 氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

(〒 - )

住所又は居所

電話番号 ( ) - \_\_\_\_\_

大川広域行政組合情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり行政文書の公開を請求します。

公開を請求する行政文書の 名称又は内容	知りたいと思う事項の概要を具体的に記入してください。		
行政文書の公開の実施方法 （希望する公開の方法を○ で囲んでください。）	1 閲 覧	2 写しの交付	3 視 聴  (□郵送を希望)
備 考			受 付 欄

- 注) 1 各欄に必要な事項を記入してください。  
 2 請求者の氏名及び住所又は居所は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。  
 3 請求者が法人その他の団体の場合は、備考欄に連絡可能な方の氏名及び電話番号を記入してください。  
 4 写しの交付について郵送を希望する場合は、□の中に✓印を付けてください。

様式第2号（第3条関係）

行政文書公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合  
管理者  
(大川広域消防本部消防長)



年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、大川広域行政組合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその全部を公開することと決定しましたので、通知します。

公開請求書の受付年月日	年 月 日 ( )	
公開請求に係る行政文書の名称等		
行政文書の公開を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後 時 分
	場 所	
行政文書の公開の実施方法		
事務担当機関	電話番号 ( ) —	
備 考		

- 注) 1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。  
 2 指定された公開の日時が都合の悪い場合は、事前にその旨を電話等で事務担当機関まで連絡してください。  
 3 この決定に対し大川広域行政組合情報公開条例第16条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

## 様式第3号（第3条関係）

## 行政文書部分公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合  
管理者  
(大川広域消防本部消防長)

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、大川広域行政組合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので、通知します。

公開請求書の受付年月日	年 月 日 ( )	
公開請求に係る行政文書の名称等		
行政文書の公開を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後 時 分
	場 所	
行政文書の公開の実施方法		
非公開とする部分の概要		
非公開とする根拠規定	大川広域行政組合情報公開条例第 条第 項第 号に該当	
根拠規定を適用する理由		
公開することができるようになる期日	年 月 日。ただし、行政文書の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開請求が必要となります。	
事務担当機関	電話番号 ( ) —	
備 考		

(教示) この処分不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、大川広域行政組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）


- 注) 1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においてください。  
2 指定された公開の日時が都合の悪い場合は、事前にその旨を電話等で事務担当機関まで連絡してください。  
3 この決定に対し大川広域行政組合情報公開条例第16条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

様式第4号（第3条関係）

## 行政文書非公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合  
管理者   
(大川広域消防本部消防長)

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、大川広域行政組合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおりその全部を公開しないことと決定しましたので、通知します。

公開請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
公開請求に係る行政文書の名称等	
非公開とする根拠規定	大川広域行政組合情報公開条例第 条第 項第 号に該当
根拠規定を適用する理由	
公開することができるようになる期日	年 月 日。ただし、行政文書の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開請求が必要となります。
事務担当機関	電話番号 ( ) —
備考	

(教示) この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、大川広域行政組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）



様式第5号（第4条関係）

## 行政文書公開決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合

管理者

(大川広域消防本部消防長)



年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、大川広域行政組合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおりその全部を公開しないことと決定しましたので、通知します。

公開請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
公開請求に係る行政文書の名称等	
決定期間の満了日	年 月 日 ( )
延長後の決定期間満了日	年 月 日 ( )
決定期間を延長する理由	
事務担当機関	電話番号 ( ) —
備考	

様式第6号（第5条関係）

## 行政文書公開決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合

管理者

(大川広域消防本部消防長)



年 月 日付けで公開請求のありました行政文書の公開決定等については、大川広域行政組合情報公開条例第13条の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので、通知します。

公開請求書の受付年月日	年 月 日 ( )	
公開請求に係る行政文書の名称等		
決定期間の満了日	年 月 日 ( )	
公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき公開決定等をする期限及びその部分	期 限	年 月 日 ( )
	部 分	
残りの行政文書について公開決定等をする期限	年 月 日 ( )	
条例第13条の規定を適用する理由		
事務担当機関	電話番号 ( ) —	
備 考		

様式第7号（第6条関係）

事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合  
管理者  
(大川広域消防本部消防長)



年 月 日付けの行政文書の公開請求については、大川広域行政組合情報公開条例第15条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

なお、移送された行政文書の公開請求に係る事務については、今後、移送を受けた実施機関が行います。

公開請求書の受付年月日	年 月 日 ( )	
公開請求に係る行政文書の名称等		
移 送 元	実 施 機 関	
	担 当 部 署	電話番号 ( ) —
移 送 先	実 施 機 関	
	担 当 部 署	電話番号 ( ) —
移送をした年月日	年 月 日 ( )	
移 送 の 理 由		
備 考		

様式第8号（第7条関係）

## 行政文書の公開に対する意見照会書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合

管理者



(大川広域消防本部消防長)

大川広域行政組合情報公開条例第16条では、公開請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に対して意見書を提出する機会を付与することを規定しています。

この度、次のとおり、\_\_\_\_\_に関する情報が記録された行政文書について公開請求がありましたので、当該行政文書の全部又は一部を公開することについてご意見があれば、別紙「行政文書の公開に対する意見書」により回答してくださるようお願いします。

公開請求年月日	年 月 日 ( )
公開請求に係る行政文書の名称等	
行政文書に記録されている _____に関する情報の内容	
意見を求める理由	
意見書の回答期限	年 月 日 ( )
意見書の提出先 (事務担当機関)	電話番号 ( ) —
備考	

注) 1 この意見照会は、公開請求のあった行政文書を公開するかどうかの決定を行うに際し、参考とするため行うものです。

2 回答期限までに公開に対する意見書の提出がない場合は、意見の照会の手続を終結します。

## 様式第9号（第7条関係）

## 行政文書の公開に対する意見書

年 月 日

(提出先)

大川広域行政組合管理者

様

(大川広域消防本部消防長)

提出者 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

(法人その他の団体にあつては、その名称及び  
代表者の氏名)住所又は居所  
\_\_\_\_\_(法人その他の団体にあつては、事務所又は事  
業所の所在地)

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。

意見照会年月日及び番号	年 月 日 第 号
公開請求に係る行政文書の 名称等	
公開に対する反対意見の有 無	有 ・ 無
意 見 (公開に反対する理由)	

注) 1 各欄に必要事項を記入してください。

2 提出者の氏名及び住所又は居所は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

3 提出者が法人その他の団体の場合は、備考欄に連絡可能な方の氏名及び電話番号を記入してください。

様式第10号（第7条関係）

## 行政文書の公開決定についての通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合

管理者



(大川広域消防本部消防長)

年 月 日に意見書の提出がありました行政文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、大川広域行政組合情報公開条例第16条第3項の規定により通知します。

公開請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
公開請求に係る行政文書の名称等	
行政文書の概要	
公開決定をした日	年 月 日 ( )
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日 ( )
事務担当機関	電話番号 ( ) —
備考	

(教示) この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、大川広域行政組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第11号（第10条関係）

異議申立（審査請求）書

年 月 日

大川広域行政組合管理者

様

不服申立人 氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

(法人その他の団体にあつては、その名称及び  
代表者の氏名)

住所又は居所

\_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、事務所又は事  
業所の所在地)

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

年 月 日付けの行政文書の公開に対する決定処分に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、次のとおり異議申立て（審査請求）をします。

決定処分の年月日	年 月 日 ( )
行政文書の名称	
実施機関の決定内容	1 公開 2 部分公開 3 非公開 4 存否応答拒否
処分があったことを知った日	年 月 日 ( )
異議申立て（審査請求）の趣旨	
異議申立て（審査請求）の理由	
実施機関の教示の有無及び内容	
備考	

注) 実施機関の決定内容について、該当する番号を○で囲んでください。

様式第12号（第10条関係）

## 行政文書公開決定等不服申立事案諮問書

第 号  
年 月 日

大川広域行政組合情報公開審査会会長 様

大川広域行政組合  
管理者

行政文書の公開請求に対する決定について、次のとおり不服申立て（異議申立て・審査請求）がありましたので、大川広域行政組合情報公開条例第20条の規定により諮問します。

公開請求に係る行政文書の名称	
決定の内容	別紙 行政文書公開決定通知書・行政文書部分公開決定通知書・行政文書非公開決定通知書・行政文書の公開決定についての通知書の写しのとおり
不服申立ての受付年月日	年 月 日（ ）
不服申立ての理由	
関係書類	不服申立書（異議申立書・審査請求書）の写し 行政文書公開請求書の写し 決定通知書の写し 不服申立てに係る経過説明書 その他必要な書類
備考	



様式第13号（第10条関係）

不服申立決定（裁決）通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合  
管理者



年 月 日付けで提起された行政文書の公開請求の決定に対する不服申立て（異議申立て・審査請求）については、次のとおり決定（裁決）しましたので、大川広域行政組合情報公開条例施行規則第10条の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書の 名称等	
決定（裁決）の内容	
決定（裁決）の理由	
事務担当機関	電話番号（ ） —
備考	

様式第14号（第11条関係）

審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合  
管理者



年 月 日付けの公開決定等に対する不服申立て（異議申立て・審査請求）については、次のとおり大川広域行政組合情報公開審査会に諮問しましたので、大川広域行政組合情報公開条例第21条の規定により通知します。

	年 月 日 第 号
不服申立て（異議申立て・審査請求）の対象となった公開決定等	(行政文書の名称)
不服申立て（異議申立て・審査請求）の内容	
諮問をした年月日	年 月 日 ( )
事務担当機関	電話番号 ( ) ー
備考	